（記載上の注意） ［１～３　略］	（記載上の注意） ［１～３　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。

○内閣厚生労働省令第二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
別紙様式第９号（第113条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 　年　月　日まで） （労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿ （所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿 年　月　日 （労働金庫名） （理　事　長）　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　略］ （記載上の注意） ［１．～５．　略］ 第１　事　業　概　況　書 第　期（　年　月　日から 　年　月　日まで） ［１．～14.　略］	**別紙様式第９号**（第113条第１項関係） （日本産業規格Ａ４） 業　務　報　告　書 第　期（　年　月　日から 　年　月　日まで） （労働金庫名）＿＿＿＿＿＿＿＿ （所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿ 殿 年　月　日 （労働金庫名） （理　事　長）　氏　名 年　月　日から　年　月　日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。 業　務　報　告　書 目　次 頁 ［第１～第５　同左］ （記載上の注意） ［１．～５．　同左］ 第１　事　業　概　況　書 第　期（　年　月　日から 　年　月　日まで） ［１．～14.　同左］